

## 千葉県災害廃棄物処理計画（案）に対する 市町村意見照会とパブリックコメントの結果

### 1 市町村意見照会の結果

市町村から意見を聴くため、廃棄物処理法第5条の5第3項<sup>\*</sup>の規定により、県内全市町村及び関係一部事務組合に意見照会を行った。

#### ※廃棄物処理法第5条の5第3項

都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

- (1) 意見照会団体 70（市町村：54、一部事務組合：16）
- (2) 意見照会期間 平成29年12月27日(水)～平成30年1月23日(火)
- (3) 意見提出団体数 10（市町村：10、一部事務組合：0）
- (4) 延べ意見数 32件
- (5) 主な意見と県の考え方

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
3 ページ 図表 1 - 1	表中に市町村国土強靱化地域計画を位置付けてあるが、市町村において策定することが義務のように読めるため、市町村地域防災計画又は国土強靱化地域計画と表示すべきと考える。	図表 1-1 に、以下のとおり注記します。 「市町村は、国土強靱化に係る市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。」
4 ページ	その他自然災害とする。とあるが定義がない。また、図表 1 - 3 との整合性が取れていない。	本文に、「自然災害とは、災害対策基本法第2条1号の災害のうち、自然現象によるもの。」と注記します。 図表 1 - 3 は、災害の種類全てを列記することは難しいため、参考として代表的な例を示しています。
6 ページ 図表 1-6	○撤去及び解体・撤去の欄 解体・撤去の実施にあたっては、施設管理者との連携が必要となることから、「関係部局との連携」について明記したらどうか。	撤去及び解体・撤去の欄について、文頭に「関係部局と連携し」を記述します。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
12 ページ 図表 1-11	ゾーンごとなどで共同して仮置場や中間処理施設を確保する必要があるとの考えからであれば、相互扶助の有り方を示す必要がある。	相互扶助の在り方は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」第 2 条第 8 号に係る細目を「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」として定めています。協力体制等で疑義が生じた場合は、細目協定に従い、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定します。
20 ページ 県	技術的な支援とは何か、より具体的に明記していただきたい。	原案のとおりとします。技術的な支援においては、様々なものが考えられますが、具体的なマニュアルの策定支援や研修会・図上訓練等の教育について検討しています。
24 ページ 仮置場への移動	30 P の定義の前に用語が使用され、仮置場の意味がわかりにくい。仮置場という言葉が、仮置場全般を指していたり、被災地内において仮に置く場所であったりするので、被災地内に仮に置く場所の名称を仮置場ではなく、他の用語にできないか。	仮置場の定義が 30 ページにあることを注記します。本文で「仮置場」を使用している場合は、「仮置場、一次仮置場、二次仮置場」の総称として用いています。
34 ページ 図表	土壌及び水質への影響対策として、遮水シートとありますが、発災時の混乱の中で、鉄板敷設の他、その下に遮水シートを被覆する作業は現実的には困難かと思えます。	土壌及び水質への影響対策の例として記載しています。なお、対策ができない場合には、土壌や水質への影響のない廃棄物のみを仮置きするなどの対応が考えられます。
49 ページ	太陽光パネルは、被災・解体時でも光に当たれば通電するため留意すべき廃棄物として位置づけ、記載願いたい。	資料編に処理方法や留意事項を記載します。
86 ページ (82 ページ図表 3-19 他)	「道路障害物の撤去」について（P82 に限らず、計画案全体で）道路啓開によるがれき撤去は、災害廃棄物に含むのか、道路の災害復旧費で対応するのか、処理を分けるのか、記載する表現が難しいが、なるべく分かるような表記してほしい。	6 ページ 図表 1-6 に「原則、道路障害物（道路上の廃棄物を含む）の撤去、処分については、道路管理者が行う。」と注記します。

## 2 パブリックコメントの結果

広く県民等からの意見を聴くため、意見募集（パブリックコメント）を行った。

- (1) 意見募集期間 平成29年12月27日(水)～平成30年1月23日(火)
- (2) 意見提出数 1名（個人：1名）
- (3) 延べ意見数 11件
- (4) 意見と県の考え方

御意見（要旨）	県の考え方
災害廃棄物処理計画と地域防災計画との連携を具体的に検討し、明確にして頂きたい。	今後、地域防災計画の中に、本計画の内容を反映し、連携を明確にしていきます。
廃棄物処理施設、し尿処理施設の状況について耐震化や処理能力等の具体的な資料を示して頂きたい。	災害廃棄物については、広域的な処理が必要になることから、県内の民間や市町村の廃棄物処理施設に係る処理能力等の情報をとりまとめ、定期的に更新し、市町村に情報提供します。
情報連絡体制、協力・支援体制は具体的に検討のうえ、定めて頂きたい。	具体的な情報連絡体制、協力・支援体制について、今後、個別業務マニュアル等で定めていきます。
処理支援の組織体制・業務内容を定め、受援・応援体制を構築して、明確にして頂きたい。	
計画の推進組織、関係機関相互の調整協議の組織を設立して頂きたい。	市町村等や協定締結団体による協議の場を定期的に設け計画の実効性を確保していきます。
仮置き場の確保・運営・分別、選定手順・作業手順の方針を検討のうえ、明記して頂きたい。	資料編に記載しました。
仮置き場での分別指示や荷下ろし支援などについてボランティアをも念頭に、指揮監督体制・主体を検討のうえ、示して頂きたい。	仮置場の管理（指示）は市町村が行い、作業は直営又は委託により実施します。仮置場内での作業は危険を伴うため、本計画においては、ボランティアが仮置場内で作業を行うことは推奨していません。

御意見（要旨）	県の考え方
<p>仮置き場の運営や生活ごみ・し尿処理の観点から、他自治体からの支援、関係団体との支援協定の見直しを進めて頂き、明確にして頂きたい。</p>	<p>市町村間の相互支援については「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」により実施します。支援に係る受入可能量・受入基準・条件等について、市町村間で検討していきます。また、市町村等や関係団体による協議の場を定期的に設け、必要に応じて支援協定の見直しを進めます。</p>
<p>事務委託の手続きを検討のうえ、明確にして頂きたい。</p>	<p>東日本大震災時の事務手続きのフローについて資料編に詳細に記載しました。</p>
<p>特例措置にかかる手続きや規程を検討のうえ、整備して頂きたい。</p>	<p>特例措置に係る手続きフローについて資料編に詳細に記載しました。運用については、今後、関係部局と調整していきます。</p>
<p>千葉県内の市町村が、災害廃棄物処理計画をふまえて、適切に対応できるように、千葉県としてマニュアル等を検討のうえ整備・周知すると共に、市町村への研修やサポートを充実して頂き、実効性のある形にして頂きたい。</p>	<p>平成 32 年度までに全市町村で災害廃棄物処理計画が策定されるよう、市町村を支援していきます。また、具体的なマニュアルの策定支援や研修会・図上訓練等の教育により実効性を確保していきます。</p>